介護サービス利用手順（介護保険：申請から認定までの流れ）

①申請する

介護保険担当の窓口に申請する

※申請に行けない場合は地域包括支援センターに相談する

②認定調査

訪問調査…調査員が訪問し、本人・家族から聞き取りを行う

※主治医が意見書を作成する

③審査・判定

調査の結果（コンピューター判定）と主治医の意見書を基に「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定する

④認定結果の通知

原則三十日以内に認定結果を通知し、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を交付する

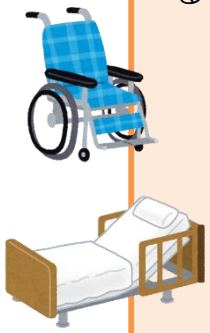

⑤ケアプランを作成

サービス内容が決まれば、サービス事業所と利用の契約を実施

◆要介護度1～5

←居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネジャーが介護サービス計画を作成

◆要支援　1・2

←地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成

⑥サービスを利用する

※サービス利用を急ぐ場合は、認定を待たず、暫定プランをもとにサービスを導入する場合もあります。まずは各市町地域包括支援センターにご相談下さい。